○農林水産省告示第六百七十八号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十一条第一項の規定に基づき、同項の異性化糖標準価格を次のように定めたので、同条第六項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該異性化糖標準価格及びその適用期間を告示する。

平成二十三年三月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき　二二、五四八円

うち消費税額及び地方消費税額分　五、八八円

適用期間　平成二十三年四月一日から六月三十日まで

○農林水産省告示第六百七十九号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十二条第一項の規定に基づき、同項の異性化糖平均供給価格を次のように定めたので、同条第二項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該異性化糖平均供給価格及びその適用期間を告示する。

平成二十三年三月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき　二二、四五四円

うち消費税額及び地方消費税額分　五、八四円

適用期間　平成二十三年四月一日から六月三十日まで

○農林水産省告示第六百八十号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十八条第一項の規定に基づき、でん粉及びでん粉原料農産物の平均輸入価格を次のように定めたので、同条第二項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該平均輸入価格及びその適用期間を告示する。

平成二十三年三月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき　五九、三〇〇円

適用期間　平成二十三年四月一日から六月三十日まで

○国土交通省告示第三百十二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定により小金井都市計画武蔵小金井駅南口第一地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　市街地再開発事業の種類及び名称

小金井都市計画武蔵小金井駅南口第一地区第一種市街地再開発事業

二　事業施行期間

事業計画の認可の公告の日から平成二十三年度末まで

三　施行地区

東京都小金井市本町一丁目、本町五丁目及び本町六丁目各地内

四　施行者の名称

独立行政法人　都市再生機構

五　事務所の所在地

東京都小金井市本町一丁目18番10号

六　事業計画の認可の年月日

平成十七年一月十二日

七　事業計画の変更認可の年月日

平成二十三年三月二十九日

○国土交通省告示第三百十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道208号改築工事（有明海沿岸道路「高田大和バイパス及び大川バイパス」新設工事・福岡県柳川市大和町豊原字黒田地内から同市大和町豊原字橋爪地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　福岡県柳川市大和町豊原字黒田及び字橋爪地内

２　使用の部分　福岡県柳川市大和町豊原字黒田及び字橋爪地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県みやま市高田町大字江浦字川崎地内の高田インターチェンジから大川市大字三丸字深町地内の大川東インターチェンジまでの延長12.1㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道208号改築工事（有明海沿岸道路「高田大和バイパス及び大川バイパス」新設工事）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に規定する一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道208号（以下「本路線」という。）は、熊本市を起点とし、大牟田市、みやま市、柳川市、大川市などを経由して佐賀市に至る延長約101.5㎞の主要幹線道路である。

本路線の沿線のうち、みやま市、柳川市及び大川市（以下「本地域」という。）は、家具・装備品等の生産が盛んであり、その原材料の搬入は、最も近い港である三池港等から陸上輸送により本地域へ輸送されている。また、本地域は、柳川の川下り、重要文化財である筑後川昇開橋等の観光資源にも恵まれており、毎年多くの観光客が訪れている状況にある。

しかしながら、本地域にはこれらの物流等を担う主要幹線道路が本路線しかないことから、物流等の通過交通と地域内交通とがふくそうしている状況にあり、特に本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、慢性的な交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど、安全かつ円滑な自動車交通が阻害され、主要幹線道路としての機能が著しく低下している状況にある。

平成21年３月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、柳川市大和町徳益地内で19,375台／日、混雑度は1.59となっている。

本件事業の完成により、本地域において、市街地をバイパスする自動車専用道路が整備されることから、所要時間の短縮や定時性の確保が図られることが認められる。また、現道の通過交通を本件区間が分担することにより、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である福岡県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、本件区間のうち、みやま市においては平成10年９月に、柳川市及び大川市においては平成10年11月に、それぞれ大気質、騒音等に関する環境影響評価を実施しており、その結果によると、騒音について一部環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁を設置することにより環境基準を満足するものと評価されている。また、計画交通量の見直し及び上記環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が、平成21年７月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するものとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。